

医療機関・調剤薬局 各位

令和 8 年度診療報酬改定に伴う各種加算等の取扱いについて

日ごろより、江戸川区の公害健康被害の認定患者に対し特段のご配慮を賜りありがとうございます。

下記加算について、本通知のとおり取扱いをお願い致します。

公害診療報酬、調剤報酬では算定できない加算等

【医療機関】 電子的診療情報連携体制整備加算
在宅医療 DX 情報活用加算
在宅データ提出加算
生活習慣病管理料(Ⅰ)(Ⅱ)

【調剤薬局】 電子的調剤情報連携体制整備加算

【訪問看護】 訪問看護医療 DX 情報活用加算

調剤物価対応料を算定する場合は、レセプト摘要欄等に前回の算定月をご記載いただくようお願い致します。

記載例

【1回目】 →調剤物価対応料(初回算定)

【2回目以降】 →調剤物価対応料(令和○年○月算定)

江戸川区役所

福祉部障害者福祉課医療給付係

電話 03-5662-1414